落穗集

四

内閣文庫

内閣文庫		
番號	和	16383
冊數	22	(4)
函號	170	76

国立公文書館
National Archives of Japan

一天正十四年二月秀吉公織田信雄卿を以御和睦有之浜松城
中へ扱ひ候ハ、和睦可然由申遣ル　家康公承
引なく候故不叶候て又参て縁家之事ヲ申ニ付
家康公ヘ秀吉妹を嫁して縁者と成家康公へ
入魂之由なれハ向後御服従と信雄卿の計ひにて
同年五月十三日秀吉公の妹ヲ御縁組被成
御姫を浜松へ御輿入十三日信雄大坂より立て先
至田ノ城まて来り酒井左衛門尉内藤三左衛門迎
出て浜松へ参り御縁組被成　家康公御迎
して御徒にて渡し御輿中にて御婚儀

内閣文庫
浅草文庫
日本政府図書
内閣文庫

然ニ二階堂相公の後ニ申合趣も有之ニ付無程関ヶ原御一戦

之節忠恒ハ大坂ニ在之惟新様龍伯様西国衆と一所ニ秀吉公

之儀ニ而候ニ付小勢の事ニ付惟新公ニ而惟新公と大坂ニ

出兵申候段ニ付而ハ

一同年二月中旬少将忠恒御分国ニ於て是非不分候て

與州様被仰付親父惟新殿ニ而も同前のよし被仰越候

之ニ付　家康公より御使被下候ハ薩摩国ニおゐて

御仕置之儀ニ付西国衆ニ相違之儀ニ付候御返答ハ

御扱ニ付而ハ御対面之儀ニ付被成候ハ御対面可被成

御分国之儀御取合可然被成御返答ニ付御対面可被成之

江戸御延引ニ而段々御返答被仰ひ候て返答申候ニ

て忠恒様ニ而も存知より御書状を以ニ被成候処此ハ如何

ありける之ニ付本多正信ニ而御国之様之儀

家康公より慥ニ御判物を以本多正信を以て

対面と御座候ヘハ惟新様御分国之事御扱も同意

の儀ニ而候ハ被仰候所御専にさへ他

の方へもありしよし御手ニ三御座候ヘ忠恒対面ニ参候

此後御仕置之儀ニ付ハ申候の

よりハ忠恒山口勘兵衛寺沢志摩守合セ候

御上洛ニ付て大の御事ニ付御上ニ不申ニ被成

其例在とも候ハ民部へ御討死の義被仰出候へハ
間も無程野合に於て一戦の上にて候とは
扨も無義ならす御歸も候ハヽ通りより此方へ可参
しかも三騎にて御供致し其御討死有之民ハ不存
彼ハ此程の義に候ハヽ甚不届にも存候得共世間ハ
致し方御座候て此ヶ條御書と其上と存ハ御用にて
被遊て理由御座候ニ付御例死の義も相違無之討候ハヽ
之處只今被仰候ハ是ヶ條相違無之存候其の義に有り
とも申し候得共ハ御座候之候得共ハ民部殿ハ
此段を申上候之御對面の日限も相究り

家康公よりも御意有けれハ浜松の城へ御歸り被遊候
間三騎へ被為入民部殿其父子へも御對面被成御暇
被遊し候時浜松の城にハ御家老衆被為遊之候御家老衆
御申入候り候得共夫ハ浜松の義被為入の名
と被仰候へ共御通し候得共御申付候御家老衆山南
紀伊守殿相談之有之候得共大事に候故と被仰候
家康公よりも御伺候得ハ紀伊守殿被相談
御返事に御儀候て被遊候御通り候御遠慮被遊
とも候得共民部父子にも申付候義にて候へハ御とも
下も候御家老衆へハ事も候へともかれとも御意にて捨

ずとも我は中村式部少輔と見えたり一方も見えざりしは
沼津の城の大手より人足を集め居られ候て
ずと中村式部少輔家来に家康公落
は今川氏政父子へ封国の二領分院団城
あるは其家来の氏直は御家の城中の家来は
駿府の城を預りし御家の家来は今川の城に移り
同じ方は北条と云ふ者して一揆を起して氏政
氏政への使者中村式部少輔の御使として申す
任ずと定めらる迄に遣しけり
不氏政氏直への封じて相方は京へ御越し

氏政父子書札しまいらす起請等を指上へ候の
院は大方和睦の旨を申し談じ不残書付は堀
尚又書付の通りと書付也

一同年四月今度大坂御勝手中村式部少輔家康
大坂へ御使として和睦之後は秀吉公と相
乃御相違之上にて秀吉乃御使者勤仕
ましく氏政の家来御使者として書
として御使者秀吉公より披露
となり

一同年五月十四日秀吉公乃妹君朝日乃方浜松へ御出

要害之ニ付榊原康政ニ先ヘ御先手被仰付井中谷文
夜之間ヘ三千ノ後御城ヘ入要害を輝安従者ヘ手
九佰八十余人也酒井長政ハ要害之御酒井雅楽頭
先鋒之陣取ニ付石川勝九郎本多源之助
其外榊原康政も秀忠公ヘ従ふ

一同年七月信州上田真田安房守昌幸ハ
討果し一ノ谷へ出て本陣ニ而天下後府の城を
御馬を出され候ニ付真田兵衛は佐渡守是ニ而
今度上田ヘ退散ニ付上田表ヘ御発向ニ於て
大道寺駿河守城同所有之其外人数書出之

善キ計略ヘ沼田郡久留米ハ我城候て秀忠公ヘ
上田表ヘ御発向ニテ討ち候也後之ニ付表之参を
真田城乞類之定ヲ　家康公御自身御出馬有
さる之間御旗本之光来之旨被仰出候ニ付
寄所真田伊豆守を以て降参之由ニ付上田ヘ退
関白秀吉公被仰付旨後府ヘ使者を以て上田ヘ退
治りて御馬のよし御旗本ニ然共其の儀ハ延引
あまりに延引ニ付後之召をに後之書出ニ付
秋未だ入る也　御旗本之上田表ヘ向方ヘ参
相止御先八月初後府ヘ向之候御旗本遠之

右自是已下り加藤ハ弥世之流布并記録等の
中ニてハ令商り承り候へとも少々事実の義を記し
並ハ不所代々の記録ニても有之候へ共是ハ天正十四年於
田陣ニ付軍勢催促の通承り候へ共よろしからぬ書
之の事ハ少々右之様子ハ前々遠国ニ於て不定候ニ付
不足ニ付書載不申候

一同年於桃林寺ニ於て子ハ秀吉様催促之御意候
大坂ニ於て不残り事ニ其節も候　家康公より
義勝の儀ニ付而御如ニ付而於ての義も最勝ニ而
今度ハ勝の儀ニも有様ニて相伺之節承り候ニ付之

長岸ニ然ニ付其の義申次へハ　家康公御意ニ
之元へ申渡其節ニ付申遣り御事ニ付て右ニ於て同事ニ候
之ニ付之勝間ニ付てハ右之族も勝候と定り不申候段
是有之儀ニ候ハヽ其前ニ左様之儀ニ於て者秀吉公へ
不申向の上ハ不仕候之儀遣し相定り其節の義ハ
了承ニ付之通り段々有之ハ其上元義ニ
此段ニ付而ニ付之様々毎度被申候へ
仰ニ付御伺之上ニ付之義ニ付其段ニ付而ハ之段々
寄之其事もの不申上候由被仰聞
是ハ秀吉公ニ致御不日記の御ニ付之

家康の難を申さるゝ止ミ不申とまたのへさせられ候
然処深更ニ及ひ信雄と信雄両人密々登城いたし
之所ニ下ゝの義ニ付二人ひそかに早速出て主ゟ処ニ秀吉
其ハ後達深の小袖をきかゝしむ法ニ御まへのもの
脇差の事ニ而ハ御深の細帯なとはずし候ありとも
存まゝ付き候ひて両人御側近く相詰候へ共ちゝ候ハ庭
中ニ而老御供共有ます義いつれも事にかけ候
家康公京都ニ而ハ不叶義を相談いたし御前ニ罷出
を害へ申さるゝにも御庭中ニ御かゝ候ふる所をまつ申さるゝ
家康ニ付信雄共ハいつれの三方にてもよく御申付候へハ勅

乃母大政所え遣人をもって申下しおかれ候ゆへ
家康の難を申乃ニ付まこと此事ハ前方よりも御申付
信雄勢雅なとよりも是ハ別而ニ及ひ御前ニ而感入被て
退出の後今度の雲をさて御談合有之ハ候て是を旅人様
乃而修理の亮治長ハ浅野弾正長政ハ甲州府中え
まつて内々相申付まて事済大政所下之御書有之候
趣ニ　家康公の御下知をもって召遣はさるゝ京にて御遠流ニ之遺
申定り井伊直政本多忠勝榊原康政大久保の内皆
壱人つつ浪人にさして三方へ相達し申候

一同年十月四日　家康公権中納言ゟ御使を以今月

一 十八日大政所岡崎へ下向之由方々ニ於て[illegible]地ニ於て
御待請之節丈夫ニ申付上京ニて[illegible]浜松より
御城ニ而大政所[illegible]御請ニて本多忠勝榊原康政
酒井忠次[illegible]元忠永井直勝[illegible]河内[illegible]
西尾[illegible]牧野[illegible]等ニ至迄大政所下向之
[illegible]城中ニ[illegible]井伊兵部
本多作左衛門[illegible]人々ニ[illegible]御前[illegible]
御前ニハ大政所[illegible]
遊ハし[illegible]
[illegible]秀吉

殿様を欺き[illegible]大政所ニ仕立候て[illegible]
[illegible]御前様を[illegible]秀吉公の母
[illegible]
[illegible]申候ニ付
家康公[illegible]大政所[illegible]
候[illegible]御前[illegible]
[illegible]
[illegible]十八日の[illegible]御城へ[illegible]
大政所ニハ[illegible]御前[illegible]
[illegible]

書下被仰出候ニ付世中方ハ皆々潤と流し候由之様之
十九日　家康公より始て大政所へ御対面被成候
廿日ニ上京被成候ニ付諸大名御供被成候て御座候
継目之為とも被下候由中納言殿大政所の御ニ
在京中御座敷の近所ニ山の如く積置候ニ付金銀の盛ニ女
中方ゟ使ニ被下候処も御事ゟ中々合点ゟ不
井伊直政何分ニ候ハゝ村方の者共ニ御為ニ為御用ニ
しかし世中方何茂ニ而直政へ申候へハ何事も
万事不残事とも申上候処直政ハ大政所の儀様
なと無御座候ハ、御指図ニ而候ゟ何ゟ是程之事も

御尤ニ存候由返事申上候処直政ハ中村大政所へ御
出来中ニ居候様ニ申候故左様之事ハ申ても御返し可被下候
継目之事ハ何分ニも被仰付被候様ニ直政ハ申
候へハ右之御事ハ大政所の御為と申候ハゝ大政所ニ而旅て
家康公御内の者共ニ申上候ニ付之様ニて御座候
積置て候て大政所ニ参り候て御返被遣大政所へ御
老中方ニ而焼殺し申候とも何ゟ之儀とも申候由御ニ
仕舞の由風説とも承り候ニ付世中方へ被仰付候ハ後々ハ
当分中大政所の御さたも有之候ニ付申候ハゝ御留守居
ニて無事ニ御帰り候ハ、急度御返し被下候由ニ而是

大納言利家かくのことき違儀とも是非ともに
家康公よりのまはりくて此是非なく流れとも
中村式部之様より秀吉公へ達して家康公
内々にて秀吉公へ申上て相談に及て其様
の遠慮あるにはおよはすとて花母遠て相談に仰られ
此儀の事は左右有事にて候まゝ家康公は仰せあれ
は周元に於ては何れとも目掛まゝに任せ候
御家中の中村式部少輔は三河守殿へ相続
之儀は是非之子息越前宰相代々の越前中将
忠直其家を立られし也又の其後之家を継ける

御儀とも是非に方の家康公へ被仰出候儀
御儀ありて秀康を以て三河守殿之事
之ことく秀康に付越前の家をつかせ被下
なき事にもいつくにもおよはすとして　三河守殿御相続の
上方中納言秀康は越前の城地を拝領し給ひ
忠直其家を継て又紀伊守より越前中将へ
あるまじき事とは其子の孫々まで相続候也
一同年十月廿六日　家康公大坂へ御下向あり遊ばす
中納言秀忠の儀は大納言殿へ申上て御申付候
秀長の宅に御移被成候御用秀吉公にも御対顔

雖ハ御見廻ニ罷出候ニ付御座之間へ被召出候而久々ニ而被仰付
大坂ニ而御方御座候処今少しく病身ニ而御座候由被聞召
一 其上御休息の為とて御出候へ共御待候而御見廻也
と存候処それに付御座候ニ付御申候間本多忠勝を以て御見舞
被成候ニ付其上九日ニ　家康公大坂の城へ御見廻
被成候ハ秀吉公ゟ御案内也被仰候而御待請被成候
織田信雄公ゟ先達而御出御座候ゟ秀吉公の
家康公へ御対面被成候、猶更御懇ニ御座候と被仰候
御振舞の上ニ而御暇乞之上中納言ニ御任せ被成候ニ付
家康公ニ者其段御請ニ而御門前の御見送りハ無之と被仰

其時分ハ未タ御中ニ御座候処秀吉公　家康公の御手を取
是まで之元の義ハ扨々今日より御心安く思召候へと被仰
御座候信雄公ニも　家康公の御前ニ而御挨拶被成候秀
吉公の御意ニ御中よく見へ候て大ニ御悦ニ被成候由也
扨御座の向の御盃被遊其上ニ而後秀吉公より
家康公の御無事ニ御座候天下の二番目の御座ニ被成候より
以前ハ秀吉公の御為ニ者御智謀も御座候ニ付御差図
御前ニ而被成候とも　家康公ニ者御家の大事を
見合せ四方の御取扱之儀ハ御分別ニ而御遊被成事を
御先立へ被仰聞候而秀吉公ニ御座候上ニ御心ニ者元より

[illegible]の如く一向徹底の志にまかせ之処に公へ[illegible]
[illegible]とも然も[illegible]の御取扱とは候て子細ハ光秀
越前の合戦勝家一統の利に羽柴半兵衛北と光秀討之
存寄りて延引の御勢力とぞ之に備るの主迄も後陣とし
東命[illegible]大功と云遣て[illegible]被下置相続て[illegible]
身分とぞ元の御事に於て八見事く秀長より被申下
[illegible]よ云之ハ云部正ハとは信雄公と申も秀吉公乃
一言も信に[illegible]御所なりて　家康公の御事なりて
被の申よ致し申ハとも之後也申し今以御存り
教訓に及ひ候て御之下[illegible]被存候千く家康[illegible]

茶道の義なくして御行[illegible]図に内より[illegible]ハ
ま行にて御般見え共花御[illegible]羅の後羽柴家康公へ御参
その御礼被遣候家康公より後度へ因秀吉公より名物乃
茶壺こ御持参候也御茶入之御名物長政大公刑部
[illegible]御[illegible]致[illegible]と被存之候事共御用ニ而[illegible]と
まして御座候ハ御物[illegible]に御地覚御下し　家康公ニハ
正三位より御昇進羽柴家康と[illegible]従大納言に叙し武蔵
[illegible]より[illegible]公の家人任官の始めの由也
ここ後　家康公大坂とり御帰り[illegible]京都へ御参り
[illegible]の部よし大和大納言[illegible]とも立寄て御馳走

より以後御上京の節ハ二条に御座候て伏見御城の
郭内に於て御屋敷を被下其節御家康等の義
御好之の通り被遊候而何れにも有之候事と存候
右御先祖より代々御所様へ被為對候處に於て御家
中院の居屋敷をも被下候 剃髪させ遊ハされ候处を
太閤様御代の関白秀吉公御他界の節御遺言に付
家康公の御事ハ以後常に御人柄にて御座候而成る程之事
其上又以前大坂に於て御暇仕候由之
大閤御他代の事とも書記し候世間流布の書
面ニハ如く御座候得共其後元和年中信国分済

同時家康公ニ源氏系図を書しめ給ふ事有之
御遊し候て一条殿より聚楽へ御成遊井伊直政の
胆力比の者に於て八十五六歳の比に至まで仕
世の書物ともなる者人の事ハ己に知られし所と候
書取申候へ

一同年同月十二日　家康公名護屋御城郭御遊
慶長の比ハ御所様御在城より御出御遊被成候
御事に付十九日大坂ゟ伏見迄御帰京有之候而則御上り
そして井伊直政を御召に近き大坂御陣の後大坂御隠居
御前にての御中ニて申掛りて直政義は為書あげ

置しける所に秀吉公より御使ありて出
頭いたすへき由申に就て数正遂に出
仕して其後大坂城中に於て出雲守に
列石川伯耆守数正と秀吉公より被仰付
出府の処に直に数正秀吉公に對し一番入魂の様子也
却て跡を濁さるの様子にて右之通り秀吉公
臣等に於て當家を欺くへし流石に
家康公は其目かけられ候数正ゆへ立腹に及はせられし
出奔之参る事に候也
其の後合戦之事共は是を以て通りし南附流布の書

此時に於て三河の譜代なる秀吉公の家臣共に對し
人面歎心せしめは世間伯耆守事に手向ひ悪口を云
中出せし程の者は今に於て悪口に申はへし
出奔之次第は川上へ出さる事と知るへし

一同年十二月 家康公浜松より駿府へ御
移りと云へ共又十一月迄は及ひ向ふ人の義は未
其以後の所の御事にて浜松に御在城也

一天正十五年四月秀吉公三河大将秀康公を御養子
と成し九州征伐として大坂を出陣に及ひ之時
豊後之庄屋等を以加勢となりて陣中に御使者を

子なれハおもしろくして豊臣家の流義石の城とやらん
然并鍬中とゆるハ楠か竜本なそと一向走ニて仕舞
秀吉第一の臣ハ蒲生氏郷前田利家二書ハ
三河安西秀康公秀忠公の臣中の人数を撰流儀伝へく
陸奥守成政水野和泉守忠重なとも流儀鞍山
一 北条安房守氏政より前田蒲生なと宗草部城攻并と
ほとの備追之に付松田馬と云ふ遣し兵法の上六
其より以前より名代遣はし以前とやら申遣候秀康公ゆへし
左へ日の入神陣の手とも必す城攻の具足に遣し成
まつ候はと申て御家康公にも名代成政美承是
韮城の名は早く落居しける也是よりて御家来あん
明智光秀の事とあらはれのこるものなく御代秘くして名馬
一 とハ云々申しこゝに家康秀吉公ハ雑説にて流石ハ
徳川家の御息なれハ何とも申せハ秀吉公等
防の人に成政の中にて秀康事ハ
家康の子息といふにより我等か方へ予分にとらせひ
一 若君とも武道殊義ハ御息三似て天道なるを
ともひゆる之年家康卿義ハ元々の弱にかゝり
一 軍功ともに秀吉公の感真ありて合戦乃
様君丹羽乃織とりなりとさ

一同年八月八日　家康公権大納言に任し給ふ、正二位に叙
御昇進記に載せたり

一天正十六年四月十四日、秀吉公の京都聚楽の亭へ行
幸の節、御家中にて井伊侍従兵部大輔・本多
中務酒井左衛門尉大久保治部大輔・本多[illegible]
兵部少輔内藤[illegible]大勝牧野右馬允右十人諸大夫叙
任せしめ、是等陪臣にて諸大夫の官位に叙せらる
家康公御作文の時[illegible]是世に所謂聚楽諸大夫
といふ也、就中御家に於て井伊兵部大輔直政基宿
老の列に侍従に任す、是は家康公の御
威光不浅の旨世こぞつて称之申傳へたり

一同年八月北條氏政氏直父子関白秀吉公之
御請遅延(?)して北條美濃守上洛して御内意を
相頼み候に付、北條家康公御取成にて
為[illegible]其後氏政氏直北條[illegible]秀吉公[illegible]
相議相被之処　家康公被仰含御和睦有之
和睦相調ひ候得共其後氏政氏直大坂へ上京無之、依之秀
吉公ハ氏政氏直并北條家臣共在城中一揆[illegible]の
家臣[illegible]氏直ハ武蔵守父子[illegible]家康公[illegible]
[illegible]ハ其[illegible]田安房守(?)[illegible]上列[illegible]

のことなく候　家康公と御扱の為に使者を以て仰に

信雄卿を中分に遣されけれは秀吉公返答有けれは

家康と和睦御扱候て秀吉の知行の事を承り候へは

秀吉にて候あいた其方へ委細申遣し

候ほとに土之なと候事ありて当家への御咄し文字一字の

越度もなく候へは事ハ寺社領給地江戸より委細の義申合

平に相替もなく候て土之中村江戸表大坂へ差遣し候て秀

吉公江戸へ参候し処中にも江戸の中にハ武蔵守

一 其後へ御扱の様子此也と京都中へ参上の義相遣

以後の事ハ申上ヘく候　後藤法印義付候て委細了

中途にて中村秀吉公へ申せと謂けるあいたこの旨を申給へと云

一 こうして法田の事とも小牧表へ御出陣ありて右の次第

一 下々の附まて中武蔵守と京都へ遣されし其返事には

付江戸大坂へ之をさく候て小田原へ乗込と有けれは家康の

御城へも申来りして大坂表の衆皆陣を引払候ところ

家康公へも申来ルとこそ

一 説には江戸表の事ハ大の通り小牧表の使者として京

大坂へ差遣し差図ありて秀吉公の所へ下知して

岩城殿と家康公小牧へ入申候ハ申候ハ候

其後とも新城に中村の付差相違無之候

ある時秀吉公御人右衛門ハ少年より藤七殿ニ宮
参ら(?)候所(?)の中へ加へ常に新侍(?)乃相手に
召置(?)候(?)或時秀吉公深く(?)…言ハ右の字(?)
板坂ハ勝りたる向後板坂の二字を賜ふ
如此(?)被仰(?)ひしより(?)…を名乗給ふ(?)
…殿中(?)より…右字…中ハ右の通
子孫の由なり

一天正十七年五月十九日　若君様の御母堂西郷の御局
逝去駿府中同年九月府中龍泉寺に葬る　後号宝台院
同月廿七日秀吉公の妾腹に男子出生す　幼名

上総様へ委しく言上す　大の御機嫌にて
家康公大坂へ御出(?)しこ候得ハ秀吉公黄金
弐百枚白銀弐千枚　家康公へ進じ給ふ
一同年七月秀吉公の使者富田左近津田四郎左衛門(?)安人
駿府の御城へ来りて申けるハ三万石沼田城地の義
少輩の者へ相渡し候よし真田安房守方へ下され候に
仮令上田表へ手勢(?)…近　家康公へ仰せ越
相違し候　秀吉公…付…其上の…中すべき
…候ハ…御使者…とて
…弐万石…無相違…御…付給ふ

大勢人数引連上田の城へ取懸鉄炮三人合かはして真田防
し秀吉公和平の筋をも申西ら行に安房守か義申尽
かり男出我に及ひ候早速御渡し可申由申来
三度まて使を以申遣しけれとも
一同年九月　家康公甲府の国府に申置候
津の筋を遣し御判をも遣され候て沙汰に及ひ候ても
為差合々光忠か所々取懸数輩可申と御聞有ん
斯様に処に上方筋土地に居候段注進有之
に付て又北条の国の事に於て御一代に至る
も云之御沙汰に及ひ候と上之
一同年十一月北条氏直沼田の城を請取同姓安房守氏邦
にあてて沼田の城に差置しむ猪俣なりに沼田分領に之
下すに那久留美と申小城あり真田か家に持来
城地なりとて沼田の城を渡しては相におさて鈴木
主殿とて真田方より番人等差置処に氏邦か家
老に猪俣能登と申大将謀略を以て攻取けれは
ふミ節団一帯に北条家の隣地としたりけれは殿下
沼田の城をも真田方へ渡し近年那久留美の一城に
かすめしと真田か嘆和て子細なくして於久留美
乃城より府方へ渡しけれはとて申せ

城出テ一宮同心不残討テ候勝不興シテ人数ヲ
催シ押寄セ押取テ城ヲ攻落シ悉ク討ル
城兵共三田乃城ヘ入籠ル所ヲ勢ニ付キ攻田大将ヲ
立腹シテ早速大坂表ヘ使者ヲ差立大将ヲ
申遣シ後家康ヘモ使者ヲ以テ和睦之儀康政方ヘ
言上ス然トモ秀吉公ノ無二ノ事也
家康公ヘ和睦ノ御扱之旨申遣シテ候之由
秀吉公ヨリ大谷刑部少輔ヲ以テ　家康公ヘ
申越ス所家康公承引之処ニ其間ニ当
一　しかるに秀吉公ハ下ニモ御得心ニテ遣ス所ニ、家康公ハ無其儀
領主ト御名被成テ則成テ同趣ヲ加ヘ置候事共也
然ル後田安房守ハ順シ来ル郡又長宗我部元親ヲ
責落シ都順ニシ其九州ヘ向テ島津義久嶋津ヲ
号ス後子方ニ勢田ノ城ヲ此後守護ニ成テ武道上ニ
治メ其後上ヘ往ノ義ニ付真田安房守ト付早速相模之
上ヘ今相模正ニ北条氏政氏直ヘ重テ不届ノ
儀有ル所ヨリ北条ヲ征伐ト相定メ罪科ニ付テ
依之近々北条父子可攻取トテ触廻シ遂ニ征伐
ト有加ヘ御催ニテ其ノ上ニハ秀吉公出馬ニテ甲
駿ニ至ル大軍ニテ小田原ヘ押寄ス

蒲生をたのみ候ところ我等が三百年来之由承り候
此者ハ此のくにゝ候ハん事也 家康公ハ
秀頼公ハ秀吉公の御通り小早川秀秋御座候
其之上氣の毒に存じ候ところ家康唯今に至り
數度に及び其時天下の民百姓ハ國の子に
候ふ親の政ニ此して其上ハ二心なし
天下の事ハ乱の小早川滅亡の所存申候
と存られ候之ハ何の為に候て候
朝廷ハ政務の御沙汰の所ハ候て候
家康公ハ秀吉公へ親く御得ハ候

候ハゞ大谷之大坂へ取寄候之先年の通小田原へ出
候人存候て在之候て大坂へ籠也
今度諸人数を城を攻候て城地御取の為に候
我政武父子是非とも不届の者にて仕
業其の不届の者にて候で吟味仕候也
諸侯並に進候て下り候國分押籠メ
若き大の動の為使者として秀吉公
石巻東國之事角左近衛
皆其の名ハ多人を添て押籠メ
由を申付之者人其ハ悉く小田原へ追込候之

一天正十八年正月三日　若君初而秀吉公へ御對面として
駿府を御發駕被遊御上京に付井伊直政酒井忠世
内藤正成青山忠成等人々従ひ江付同十三日以上御旅ニ付
秀吉公よりの使者として長束大蔵大輔正家同十五日
聚楽の城へ御登り遊ばされ酒井忠世御膳役ニ
井伊直政青山の三輩ハ御側近く随従奉り秀吉
公若君へ御對顔被成候處不淺御懇意にて御あいしらひ
若君の御手を取給ひ大奥へ誘ひ入参らせ上意ニて
御髪なとしとりつくろひ御衣服御刀脇差等まて
京めかしくし立てさせて後御對面ありけるとかや

秀吉公にハ御隠居中にまします大政所奥向に御座ありし
上下饗しき事なれハ京のうち々流布申田舎風ハ見へ被為御前
に出まゐらせ候て御遊びに候ても御見立よく集り居る人々ハ
殊に宜しく思召しハ各々感し入奉り候て御前にて
宣ハ殿下ニ相成候へ今参る若君の御処御鼻をも御手
若君之御事ハ猶御對面の處其の御成長あるに付
ことに万事御さたの見事へ御目出度と御満悦被遊
事に付而秀吉公ハ御感心ありし由宣ハ世上京にても
其之人々ハ皆御遣い申ましき事に候へと申上候
未幼年の事なれとも大納言殿宜しく存知奉るの由

ニ入れる事ニ御座候とて被仰ける其義にて可遣と被仰
四人の面々へ黄金百枚ツヽ被遣候也同月十七日
養君御出京ニ付テ御跡より御供之衆十四日出京
立て御帰りて濱松の御留守中ハ遠江の内被下候
秀吉公御妹
号南明院殿 於東福寺ニ葬送
一同月十八日秀吉公より使者来れり 養君御上京
有之付御相見ゑ又当日京家ハ大名衆の刻ハ御国乃相國ニ
諸家被成其節御付御近習衆ニハ是ニ而て是
迄て御行ニ被渡候所々而ハ夫より遠江橋掃除
等の義ニ被仰付候ニ付各々使者来
来らる御家より御使者ニて御礼被申候ニ付又人参
候様ニと本多佐渡守両人へ被仰付候ニ付右之使者来たり
御前へ出候ニ付御暇被下之とぞ
一同年二月十日 家康公御上京ニ付御出馬ニて駿府を
御出馬ニ付遠江迄秀吉公北条の為ニ御出陣
の衆居以下ニ候え人を以て路次中の儀総忠世ニ富士川
舟橋の義ニ被仰付
一同年三月朔日秀吉公小田原の事ニ京都を御立候
ニ駿府十七日ニ織田信雄卿より以下駿府尾張衆の
其余二万余を率して駿府ニ至 家康公の御許ハ

罷越候後詰として三原より出張の軍勢都合五万余着陣之
由注進ありて越前の人数共ニ都合二万余と云々其の
節京都より注進有りこれは秀吉公の先手にて毛利
右馬頭輝元中国の軍勢四万余を率して出張れ
吉田[illegible]又輝元は[illegible]

一 同月十五日秀吉公備後府中へ陣を取高松の城ハ
[illegible]播州より[illegible]
方へ[illegible]今度秀吉公下向[illegible]
宮の城[illegible]八万余の[illegible]
取[illegible]出陣[illegible]村

[illegible]備後府中の城の[illegible]
[illegible]播州より[illegible]
[illegible]
[illegible]秀吉公の[illegible]
[illegible]秀吉公[illegible]
[illegible]
[illegible]備後府
城中[illegible]秀吉公[illegible]
[illegible]
後[illegible]秀吉公の[illegible]

夫より播磨へ入りけるに後度の御城へ入給ひけるに偏之
松平丹州　家康公よりも後度の御城へ四方能捜見
その二人のたとへ秀吉公をもてなし一代の御中ますを
以公か慈悲にて仰付しかと秀吉公命を給ひ御料理被成
乃軍の陣中にてしのかれ給ふとて見聞仕候れとし
去るの御かけ御誠中にも状はしりてさる之後より申多
北条の平服の土手平御の古にて櫛の旅を
忘して給ふ　家康公よりハ浅井長政を本願寺へ
石田三成をかけ治をかけ行被成候と見えて
也度しと申して此色なるもの付ハ見えて入りて捨置へ八

に御ぬれありけれハ是ハ何事とて給ひて四度するとけ
神谷様と申す人よ備えよと申給ふる事ありける乃
まて様の御分別には御勝軍ありて今は備へし
ありけるになき道御しるべとて　家康公御遊
何とて門方と申す何もなく北条は
ようのしるしは有事と獨り云
と云ふのその御の方へ門よりその西と
又き道に不書とてなれを御見
家康公のなしかたなくはあの
あまた北と申して宗代の名あると見

不成様にて下知にて下々の者に媚も不仕者なれは云々
事斗にて奴にて下々も人縁をも御約の者の由にて
と通りに成しかは誠に其の御事も遂に成にて候に
しかは大谷刑部少輔も右の御事の由にて候へ共
御家人の内に西の丸に成候て右衛門尉と合参の上にて候
上方に取立てに出来候て御事にて候
流石に先様に候て御の事も天下へ
御持成しに御遺言に候事太閤様御意
相済
家康公の御所存にて候 大谷刑部少輔に
山中山城守を始として其外御用の者共に候

一 右之次第にて於て其の上にて御人の事も存之候て殿下
中候し 浅野長政へ向し、然共今日は 太閤様の
御意にて書付を以て相済 増田長盛にも申候に付御名代
御座所にて前田玄以にて申之候て大閤様へ
申入候 太閤様御遺言にも相背候事に候へは
いかにも存寄の旨にて候処 今般御所存の通に候
中は御相続の事は大切なる事にて候に付御所存の
御事にて其の事も一同合点不相叶事とは遠に
大切の御事御陣中にも候へは其の殿下の為にも候
於て御為に成る儀にて候に付御意にて御諚の上は下々迄も

捨引向後雄れなから候、老人共の言ことに尤成と
公用に成て取ともかく成申あるに付列衆乃
面々は殊更と存し猶存之中に石田治部老人共の兆
存段をもつて其の申者は皆ちも申て撥衆後
の城よりは此前へりく〻ゐ候て申まじるには二度まて出之
とおのく推量へすへし候也
此年の遂に於小田原山中山城に書して小田原
陣中何事と書てる安の用に於資人には下書
記しけれは

一 同月廿七日秀吉公大に御陣を出陣する

家康公は箱根口と指向て、その後足柄其に足ゑと指集む
北条父子の楯籠りし小田原の城の要口と定める
家康公の御軍勢の事なれは中宿と號し、かの山中へ
押よせ山中の城より北の方に當る所へ山を掘て當家
衆は入数をもつて向け取候かと此之次第中の城へは近寄
羽柴秀次を大将として中村式部少輔一氏田中兵部
少輔長政堀尾帯刀吉晴山内対馬守一豊一柳伊豆守
直末等の勢を以て大軍となし同城の北口に打寄
山中の城へ押寄る。家康公の勢は中宿より攻
登りけるに遂に小田原より人数を出して加勢し守

かりことを構へし人馬の往来もたえはてゝ不案内
なる道に至りて其村やうやく頭領一足にてもやうやく
御手勢にて通りて足軽共接待として其所に陣据
此面々御旗本へ来りて此の趣を申上しハ
家康公やがて御人数を山中へ引返し此地よりも遠く八幡
て此様りとハ遠く其事にてハ不叶御往来の道にも
引返し候て不案内にて寄手の御勢なれとも
御旗本より先道ある方へ押行しと御旗本
甲州勢より右掛へ押寄せ里人の案内数百人
山中城の方へ寄せしハ御先の方より山中

此城攻ハ須賀の城より大きなる堀切を構
西ハ堅固なる道も作り其上堀の際にも
寄手向後へ押入りしハ三浦より押寄秀次の
先手中村式部少輔ハ二ノ丸を攻めんと中村
此なんとの西の丸へ寄せてハ様子なく山中城攻の
手立に及ばずして若狭守押寄せ中村
式部少輔の先手と同所に城際へ詰中にも戸
田左門青山虎之助西人揃へて早く押よせ中村氏
中にも花房道可其外成合早く寄せ
戸田青山と一同に堀を渡り一番に乗入ハ

こゝ踏ちらし攻入けるに高田主水ハ白毛の大半月の差
物を指しけれハ黄昏に及ひ相図を見すかしけるを
山中外記ハ白毛の大さし物をさしけれハ室
小笠原安房とて之を見合の処を打取ける処に中村式部
少輔家来渡辺勘兵衛討取ける又渡辺
一番乗をそ致しける然に山中外記ハ少輔家来稲葉
守家人と侍大将として城代として在けるに今度
籠城に付我等ハ中にも父子ともに籠りて少輔家来の
兵部同名之助ハ弟好直が朝倉孫助三人に属して旗本の集り
勢として加へて守りけるまゝに討死しける処也

家康公の御先陣の諸大将城近く進みけれハ秀
信の兵も所々より若輩を乱して我先にと一同に
攻かゝりけれハ御攻の衆手負てけれは付城之元
より鉄炮を放しかけて兵と防く諸将一柳監物守
も城中へ放つ鉄炮に中つて討死し其外家老
のごとくに進みて攻合しかは城主守防き兼ね給ふこと
然るに其主討死と相遂ぐ又ハ敗走しに城の櫓に
勝か勢三人の中一門の親類衆両人も討死してけり少宗
兵衛尉重も討死を遂げ漸くに残る兵十
七八人よりほかは無き体と見えて退去けり　大山中城軍兵

様子見合せらし西山に陣を居へ小田原城中を見下し坂
中を東原より山中の城より落ちける人数を流れ落ちける
歎其の押へ来りしも見えけるは山の下手より三方より競ひ陣
撒殺し取りけるに立寄り道をも付掛けて山中は落
城なりし歎其小田原城へ押向ひ人得て進みより
門近くして道を越えてければ城中の者共も驚きて小田原
京を取りし也と云ふ山中の城落ちて後は箱根一山
秀吉公の仰せに付て三方より攻め入りける陣を取る
三日の内方より旗陣にかけて笠を焼きけるに火
気一天に満ちて小田原城中へも見えけるとかや

おりんへ下りしとそこに後城中の者も残り給ひて城を出張らし
一 去程に松田尾張守は三日三夜小早川隆景吉田より猿楽門
山城守生田に陣取りし後は浜の奥へ廻り陣を構へて
城中へ入りし西の丸を取り左国へ出て攻めしとその後にて上
方勢の者も陣ぐしを松根山を押へりして攻め陣く
と様ほ秀吉公の御本陣は湯本の真光寺を本陣として定め
猶まししなりに松田尾張守逆心を企て秀吉公へ内通致し
当分は公儀へと父は本陣へ湯本へ相模守小田に従ひ
井伊笠懸山へ御本陣被下置後は彼山よりは小田
原城中を一目に見ん為に御取り立て候方の御本陣

然ては小田原の御地へ可有出若知之中に付秀吉公ハ箱根
湯本より陣城の普請を構て陣屋を屏橋
木より以下まて悉く出来致し小田原城中よりも見ゆる
計の普請にて白壁を張て殊ニ後ハ役を掛け
よ付候て不審の屏櫓白壁まて出来て見ゆる程也小田
原城中にも是を見て其外驚き人々秀吉公の前殿の山中
よ長陣を張て北条氏直を攻めよ居れ候處
と知り人々いへとも大かた不退居仕候也
一 同月の末に北国勢の籠進みて小田原の城を囲ミ攻ル乃
出城もふ攻めて是を落とし武州鉢形城ヲ攻

出城落城にて中にも一はいはとして命を顧みす
となり
一 同年秀吉公の下知として加賀の利家を始めとして
北国勢羽柴肥前守利長上杉景勝真田昌幸其外北国勢を
合て四万余の軍勢にて碓氷峠を越て上州を押入小幡
家の城ニ松枝厩橋箕輪并山川鉢形山上の諸
城を攻落し上州武州の城主ハ皆小田原へ籠
城の者多くありて城ハ少く小田原城より見た城
共三国の城ハ火の如く化の如くにて加賀利
家籠城致し其頃近ニ武田家の浪人ニ山岡

箱根の道より小田原表へ押寄せらるゝ中に三人の者先手へ合せ小田原へ
取詰め小田原城を取巻ける家康公へは中にも分て
少栄もなく心得[illegible]の者ハ残りなく
御當家へ心得願ひて彼是と申て九州は[illegible]
風流の道りの御仕合にも上之申すこと前代に二人
その中にも和らか[illegible]死去[illegible]にて仕合宜しく候へ
若殿を始として家康公の中にも秘まても其者の為に至山
松平の二番[illegible]江戸へ千代田の城の者とハ秋本も[illegible]
とんと富貴の心ま入[illegible]付[illegible]
御内[illegible]迄て居ると秀吉公へも申述

右之今度の通りより江戸村へ箱根[illegible]山真田の者ハ
江戸表へ下越し以下前[illegible]本国
城内役へ[illegible]の者の付三人の者共ハ江戸の城
和乃曲輪殺[illegible]城迄の者[illegible]の[illegible]
当家来へ相来仕る[illegible] 家康公より[illegible]
本丸[illegible]江戸の城[illegible]の者ハ康政[illegible]
且[illegible]付[illegible]人の[illegible]三人[illegible]連
御[illegible]人[illegible]相副[illegible]箱根[illegible]山
三田の者も江戸へ下越し城代[illegible]千代田の城を
清[illegible]之[illegible]の城主ハ北条[illegible]氏

待之候へとも我等義ハ兵粮ニ尽ル此城の兵粮つきて兵粮
然処ニ高天神城の籠城之者共悉く討死致し漸く二百余
十七八歳ニ成ものとも天正九年三月切腹致し其後の
者共ハ降参致し向ひ申候とも其者共ハ命を助け付置候様ニ
城ハ落候ニ付候而ハ夫よりも其手を離れ候て高天神城五郎兵衛
右之趣を承り候て一致に及ひ切腹之内致し御待申候ニ付
高天神の城ハ勝頼公より御預ケの城ニ而御座候故
家康公ハ武田家の兵卒の仕合ニ付候て相違之
かくのことくなれハ其後ハ当家の内にて御入候
同前の義ニ及ひ申候　家康公秀吉公御入候

乃ち武蔵の国忍岩槻の両城を攻致すへきとの事なり
岩槻の城主ハ太田十郎氏房にて氏直之舎弟ハ当時北
条に籠り居て家来伊達与兵衛を城代となし其外
士卒並ニ雑兵百姓ニ至迄都合五千人よ二千九百余籠士
数多籠居てし秀吉公より岩槻城攻の軍勢ニハ浅野
弾正長政を大将として木村常陸介重茲岩槻の城へ
下知有之向ふ二十日攻候よし　家康公ハ本多中務忠勝
とんハめ付し上杉景勝平岩主計頭鳥居彦右衛門
大作守三浦監物等岩槻攻へ遣し浅野弾正
指揮して城を攻候所二十日余ニ而落城致し候

付の城并へ押候城と云て宗高自ら近付城ハ
清水宗治正寄手中務相付三浦相郎相居
宇喜多本和寄手之六十日付寄候之内へ
打擲しニ五月十五日諸手一同に冠の城へ押寄近付六
清水長左衛門宇喜多忠家城奉行大坂人家
嫡子文字十六家御陣之近付の城の之へ近付来候
十郎出年に加茂の城を合候に申候の門
首取候人々之城を取を申のへ候
秘宇喜多相取大の門へ破城
内へ押入城妹尾に候年に力を

之宇喜多条八の十六家御陣之弛合者候妹尾と村夜討御座
鳴物の子死と逢候処に候を宇喜多本丸衆
之その丸粉骨と申之城の候
破入之と候の宇喜多本丸の付曲輪
へ乗入候の矢之名に候之衆士吉田
長右衛門小田切文三郎一文字宇喜多の物候て
三輪条人討死にて候の内ニ枚方之衆
宇喜多之殊の城へ破入候
走ん錢取て本丸へ門討ち入の門
妹尾之忠政す付出之所ハ清水城付とそ

こゝにて候て城代依田こゝに至り方々に而相長政方へ使者を遣し
寺沢の城尾張国中ニ蒲生飛騨守氏郷義兵を
城外へ出し伊達政宗ヲ伯服して仕らるゝ城中にて浪人の義兵ハ
然るに依て出陣して之候之長政方を遣し忠節へ相
詰させ候ゆへ其兵ハいか様にも仕るへき之の由にて人数を遣し
届状の返答ニ付長政ハ是非なく其の通りに城中
浪人の義兵を相勧めて城代伊達政宗より伯服
まかせ候ゆへ城中へ迎ひ寺沢に止宿して候へは
申渡し候浅野長政忠節にて是も城を渡し浪人
方より其の所の城を渡し寺沢の城ニ伴ひ候

小田原へ出陣之付　家康公秀吉公より上方へ感状
遣し候其人数を以て仕置被仰付候秀吉公より蒲生氏郷に給
拝領之旨被仰付候之浅野長政忠節へ申付候は且前後の紛
然る城へ立籠り石田三成を相添へし城を攻取へし由
其上小田原より中村へ申付候早速政宗へ立籠りしに
南城の義兵をも召しにて是又小田原表へ
注進仕候ニ付長政ハ忠節の由申来り長政ハ其
の城へ立籠らるゝ之

一　是ハ葛西の城主ハ小田原ニ参陣せず候ニ付
小田原より蒲生飛騨守ニ付其城を攻落し候と

中にも城代として士卒を以て家守治の備を設けて
籠城致す処に秀吉公の命として石田治部少輔三成
出馬ありて来りて城の要害を見分ありて太閤殿下
かこみて人数の出入自由ならされハ縦令若干の
大軍を以て攻るといへとも容易攻落すへき城にあらされ
秘計を以て堤を築き河水を湛入れて水攻にす
致さる初ハ去之例を取て太閤下野水戸の佐竹か部
将等と相議しける折節清須羽柴正義岩槻表に
来りけるが中村三成水攻の義を相談致し岩附
中にハ今度の水攻の城へ一両日陣取り

申さる由にて其上に伺方に旅行して籠の城を明けて幸菅
致しさるとや此儀ハ今更ならぬ義にて当国城の限り水攻合
攻めよとさしも小田原表へ出張も不可然ざりけり
右の方敷の功あれハ攻落して依てハ殿下の言葉に加奉
申やとて候ひぬ長政同道ありてこれ水攻の気配を扣止
作らんとて後城の普請を制止して此方ハ長政ハ沼田口を
清水ハて攻め落を顧へ一日本丸を押落支度しけるを
三成城中の様を察して長政が結果に城中へ送
入事と得心人数の出入を許して後長政の案内として
城中等まで入らんハ城代酒巻長政ハ城を渡し

作之下野の城攻の後長政を三歳中定て若君子
細ハ長政君御の城攻君功の義依三歳ゟ姫して都へ
送一同宮城寺三歳の女子□□し□りて氷政の義を
長政君□様ゟ書付て申上て遣候処二日三日□□
長政城中へ行ても父に城を□□□付て城代
源兵衛□長政を依りて□を□城を□□し候へ
思召□□□三歳の御きしよふの義一日も早く候て
の義之上にく
右三歳と長政中思く□□□と有之義ハ打出
そのハ之当り□ハ下さし□氷今に□□□之

御□素如義ゆへハ宮之事生ス為惣□以□中付
書為ハ
一六月五日は滝之中当東城中籠三浦之一党へ注進
ありて百姓其人之を役所より火をかけ為□雨□□□
城を落之と□□ありて当座の城之当中に籠る
義ゆ秀吉□へ同意の義よりの及武政武□役
立して当国の役所より入堀を掘て山之□□組兵
越国政したとし
一同月十四日城中に於て少将□大坂の家老長田
佐和山寄秀□渡辺又上秀吉公へ同道して長浜

然るに忠臣義士たる村秀政当三年壬辰三月廿三日
乃軍兆を逆臣謀叛の時にあたり大に忠をつくしその
大を合せてよく防ぎ一同に安く天下泰平へ参る
ことを尽し其人の誉は天下に入り名を尚く
と定めて十分の忠を尽くし其身を捨て終に命を
捨てて天の冥加を得る事は寔に秀吉か中
にも其身を全ふして謀叛の人を討べきとの
忠臣の心を以て忠を尽くし天下泰平に至り
いたりしかとも逆臣謀叛の計略により害せ
殺しけるかは其後一年にして世を去る是を

秀吉公の御事にも又上の人々も是
を重く思ひ給ひ三成の謀叛に及び給ふ事
を許し給ふ其身を天下に知らしめ候て
此一事は天下の政道に不相叶の道なり
後の世の為に其心を尽くし其忠を申し上げ
給ふ政道の教訓にて是を定め置くべし
此事を不忠の者と思ひて其身を害し
服する事あるべからず然れは其忠臣の家を
また一族一同に其名を残し置くに
是を後の世の忠臣の手本として

の趣ハ應永の比より初而浅草寺に修行して御たすけにあらすハ修道
相續の為に寺家より定りたることくなり
一首の歌を奉ひけるを書して是を道ゆく人の通りよ究ニ
にねかひて八三郎米の縁に何十句ともに
一日経を読て不滅の月を七夜の大事を
まかりけるに大事ハ定て悉し鏡へ第休ども
以ハ大ニ寒熱相競て忽し二言もなりけるにて
十方を尽し其の誓ひの言へ見えて奉る声
をとらへ相見ハ病気も急にありて法竜
平沙の砂とおもひ其処に悉迄茶料

の具足ともなりけるにはなれて具足を捨ともしけるにの
中へ入て是ハ我が身の言をしまひける所に前後
さきのなれ親類寺の一命を捨にもおしき所に放
我ハ父の菩提を祈りて付いて我親類の言をなし給ふ
とふらひ付たる身ハ我が眼にも涙をながしける
東國寺をも一つに我しれハ我か上下の誓ひをなし
白昼の趣ハ父母我身と打後の上杉田を我も此れへ流れて
小栗殿の後家ハ在所の事なれハ所ニハ誠あり
同族の名にかけ寺僧の身に跡を定て
都の事をかたく立て不思議の事ありて一應相納し

様との仰にはあやかりて其上は松田か方へ申されけるハ未
敵方へ同意しられハ猿狩(?)ニ云之所存の有落
乳(?)敵方へ分れ謀計ありて古今珍らしき事なれ
為とへ松田の風説世之沙汰申せは無尾(?)諸方へと
沙汰有り様の申之様々之と申けれハ武田(?)思ひ
元来にて安否松田申けれ松田に向ひ立合(?)
沙汰様々の事に入て其の際遅かりし義ハ池田
申事ありてあるを見る(?)夜中に言之(?)
為すれハ何様深し沙汰にて候ハ松田之申聞(?)
とせよと云けれハ松田大きに沙汰申し其(?)所(?)迄(?)

急ニ申付られける程に其夜五六人屏風の影より出(?)
寒(?)秀ヲ取伏せ勝負と云たれ共防ぎ難く申付て置(?)
れ候人寄手より出て俄に松田か掃部の人数を差(?)殺
右衛門(?)掛後と出し屏裏より寄来て藤(?)高下
等の事ヲ前に寄て取まり候と申候し今春深
又かくかく敵警近く寄来る事なからぬ様に
於それ城門を開き欲寄て取之ハ其用に候し
同夜取に敵方人数鉄炮を以悪く打散と
左之衛門すかさす打向て敵ハ大人下不来扱
又場池田長吉二千余の軍勢ハ松田と申候し

在之る場所にて随ともなかし御味方の利段よりし
松田新六郎同所三存兄弟の者共城中への案内を
して在越しをおもふて兄弟共に申合せ利段
延引しける事ハ進退不叶事もいつしかさて合図
なりしや肝をつぶしける家人数をもつて
いそぎ遣けるを不審と思ふ処に陰謀あらはれ
扇谷の禄馬守等を召捕しに候処に隠謀
に依て被殺しけるを見て推量しけるに
其の後に附代の事を記し置てける書物
中にも相見へ兵粮ものあり遣けるに候

書物の趣ハ大道寺内藤松田兄弟共に同心の旨
ありてこれ和小田原城中より申出候て其之
委細ての由候之

一同月廿三日井伊兵部少輔松平周防守本多の勢小田
原の篠曲輪へ攻入これをハ笹郎道の地形合戦を
用るにも利なきの由にて道旅(?)の者共に侯へく直政康
親の者共より合戦を入海城内へも撹(?)乱して延
太田十郎へ入りしに城とりの扉構井伊兵部少輔
側まて同城中の者もより聞之候して頼出して
三方へ入りしより勢ハ康親両陣の軍士共も在る候

宮中城落へ押寄たの處ましけれ攻入り後詰へ出てと
正月廿日城落ちへ味方より内意の者出之て放火
11人命りし立と見るく防き戦の兵の者入よりすし
直政康親の戦を得て味方も少くれは深くと
御き入事も多くさうす後くまと人数と引返る
敵方の後陣より城中より庭出て人数とあり
直政の陣屋へ出て見ゆるとも見えす人数の不揃
はなく　家康公もつくの勇ましく思召し
本陣へ松平甚(?)衆へ一番に馳来りし津
[illegible]

日本政府図書

須返りしとなりて家康公御感被遊しと也

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan